

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年七月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年二月一日奈良県指令郡土第六一―四五号

平成二十六年六月十日奈良県指令郡土第六一―四五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年六月十六日郡土第五二九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年六月十六日郡土第一六三号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市小明町六五九番一〇、六五九番一一、六五九番一二、六五九番一三、六六一

番四、六六二番四、六六二番五、六六二番一〇及び六六二番一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区西本町一丁目四番一号 オリックス本町ビル九階

株式会社クリアジャパン 代表取締役 宮崎勲

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市小明町六五九番一三

下水道 生駒市小明町六五九番一三の一部